

第 3 次周南市行財政改革大綱

【用語説明集】

用語説明

※この解説は50音順で作成しています。

用語	説明
あ ICT (Information and Communication Technology)	従来のITを発展させた考え方で、情報通信技術の略であり、ネットワーク技術を用いたコンピュータ技術の活用に着目する場合に用います。
NPO法人 (Non Profit Organization)	特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、設立された法人です。利益を得て配当することを目的とする企業に対し、NPO法人は社会的な使命を達成することを目的にしています。
アウトソーシング	業務や機能の一部または全部を、外部の企業などに委託することです。外部委託。
依存財源	国や県の基準に基づいて交付されたり、割り当てられる財源のことです。地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、市債(地方債)などがあります。
一般財源	使いみちが特定されず、どのような経費にも使用できる財源です。市税、地方譲与税、地方交付税などがあります。一般財源とは反対に、使いみちが特定されている財源を「特定財源」といい、国庫支出金、県支出金、市債、分担金などがあります。
か 外郭団体	国や地方自治体などの行政機関の外部にあって、行政機関と連携を保ちながら、その活動や事業を助ける団体のことです。財団法人、社団法人、株式会社など形態は多様ですが、行政機関から出資を受け、あるいは補助金を交付されるなど財政的な援助や、職員の派遣による人的援助を受けることもあります。
合併算定替	合併した市町村に対する国の支援措置の一つで、普通交付税の算定の特例のことをいいます。合併年度とこれに続く10年度は、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定することとし、その後5年度は段階的に縮減されます。
合併支援措置	国や県からの補助金や特例措置をはじめ、市町村合併に対する財政的な支援措置のことをいいます。国の支援措置として、合併準備経費に対する補助金や特別交付税での措置をはじめ、建設事業の実施や基金造成に有利な合併特例債が活用できること、また、普通交付税額の算定の特例(合併算定替)などがあります。また、山口県から、合併準備経費や合併後の施設整備などの対する補助金などの支援措置がありました。
合併特例債	合併した市町村が、まちづくり推進のため新市建設計画に基づいて実施する、公共施設の整備や地域振興のための基金の積立事業に対して借入する市債(地方債)です。本市の場合、合併年度とこれに続く15年間(平成15年度～30年度)に限り借り入れることができ、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。
基金	特定の目的のために維持または積み立てられる財産・資金(貯金)のことです。その目的によって、順次積み立てていくもの、定額を運用していくもの、果実(預金利子等)を運用していくものなどがあります。本市の場合、財政調整基金や減債基金、地域振興基金などがあります。
起債(地方債)	地方債(市債)とは、地方公共団体(市)が公共施設や道路、水道、下水道などの整備のために、長期(1年以上)にわたって借り入れる資金をいいます。地方債を借り入れることを「地方債を起こす(起債する)」といいます。
起債制限比率	市の公債費(市債の元利償還金)による財政負担の度合いを判断する指標の一つです。市債の元利償還金に使われた一般財源の、標準財政規模(標準的な一般財源)に対する割合をいい、公債費比率と同じような算式で計算しますが、市債が過大とならないよう一定の制限を設ける時の指標となります。起債制限比率が20%を超えると、市債の発行が制限されます。
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、標準的な状態で収入が見込まれる税収入などを一定の方法で算定した額をいいます。標準的な市税収入見込額の75%相当額と譲与税など税外収入の75%相当額(一部100%)が算定に使われます。

用語	説明
か	<p>基準財政需要額 普通交付税の算定に用いるもので、市が合理的かつ妥当な水準で行政運営した場合にかかる経費を一定の方法で算定した額をいいます。</p> <p>繰入金 市の基金を取り崩して一般会計や特別会計に入れたり、財源が不足した会計の資金を補うため、他の会計から繰り入れるものです。</p> <p>繰出金 一般会計と特別会計、または、特別会計相互間でやりとりされる経費をいいます。</p> <p>経常経費 毎年継続して固定的に支出される経費をいいます。具体的には人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や継続的に支出される物件費、維持補修費などがあります。</p> <p>経常収支比率 市税、地方譲与税、地方交付税など毎年経常的に入ってくる歳入の総額(経常一般財源総額)のうち、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出される経費に対して使われた額(経常経費充当一般財源)が占める割合です。数字が小さいほど自由に使える資金が多いことを表し、大きくなるほど臨時的な経費に回せる資金が少なくなり財政の硬直化が進んでいることを表します。</p> <p>減価償却費 資産は、時の経過等によってその価値が減っていくため、取得に要した金額は、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくべきものです。減価償却とは、資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の必要経費として配分していく手続であり、減価償却費は各年分の必要経費額のことです。</p> <p>減債基金 市債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。</p> <p>県併任徴収制度 市税などの滞納整理の促進や市税務職員の徴収技術の向上など、県と市とが協力して行っていくことです。</p> <p>公債費 市債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所 人口・経済・社会保障の関連等について調査研究を行い、福祉国家に関する研究を具体的な政策に結びつけることを目指す厚生労働省の付属機関です。</p> <p>国庫支出金 国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して国が助成する場合に交付されます。国が負担する義務のある国庫負担金、市に対して特定の事業を奨励・援助する国庫補助金、本来国が行うべき事業を市へ委託する場合の国庫委託金からなっています。</p> <p>固定資産台帳 市が保有する固定資産(土地・建物・設備等)について、取得や減価償却計算、売却や除却といった処分に至るまでの経緯を個々の資産ごとに管理するための補助簿のことです。</p> <p>コンビニ収納 税金や公共料金などの代金を納める方法の一つで、コンビニエンスストアが料金徴収を代行することです。</p> <p>コンベンション(シティ) 市内の施設を活用した各種大会、企業・学会等の会議や研修会などの誘致により交流人口の増大を図り、市内消費を喚起することで地域(経済)の活性化を推進するものです。</p>
さ	<p>災害復旧事業費 大雨、暴風、地震などの災害により被災した施設等を復旧するための経費です。</p> <p>財政再生基準 地方公共団体の財政状況が早期健全化基準を超え、計画的に財政の再生を図るべき基準として定められたものです。将来負担比率を除く、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」の健全化判断比率のいずれかが基準以上の場合には財政再生段階と判断され、「財政再生団体」となります。その場合、著しく悪化した要因の分析や最短での解消方法などを目標とする財政再生計画を議会の議決を経て策定、公表するとともに、総務大臣への報告、実施状況の議会への報告や公表などが義務付けられています。本市では次のいずれか一つでも該当した場合、財政再生団体となります。 ●実質赤字比率 20% ●連結実質赤字比率 30% ●実質公債費比率 35% ●将来負担比率 設定なし</p>

用語	説明
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金のことです。
財政力指数	市の人口や面積などに応じて標準的に必要になる支出(基準財政需要額)に対して、標準的な状態で収入が見込まれる税や地方譲与税など市が自ら得る収入(基準財政収入額)がどの程度あるかを示す指標です。数字が大きいほど財源に余裕があることとなりますが、1未満の場合は国から普通交付税が交付されます。通常は過去3年の平均値を使用します。
再任用(制度)	60歳定年制を維持しながら、高齢職員の雇用を促進するため、働く意欲と能力のある者を再び職員として採用する制度。この制度は、平成11年に公布された「地方公務員法等の一部を改正する法律」によるもので、平成13年4月1日から施行されました。
事業費支弁人件費	普通建設事業や災害復旧事業などに従事した職員の給与で、財政分析上は投資的経費として扱います。
市債(地方債)	地方公共団体(市)が公共施設や道路、水道、下水道などの整備のために、長期(1年以上)にわたって借り入れる資金のことで、いわゆる市の借金をいいます。地方債を借り入れることを「地方債を起こす(起債する)」といいます。
自主財源	市が自主的に収入できる財源のことで、市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などがあります。
自治体クラウド	サーバーやデータをネットワークを介した遠隔地に置く技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るものです。
実質赤字比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の一つで、普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。これが生じた場合は、赤字の早期解消を図る必要があります。
実質公債費比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の一つで、地方税・普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源(標準財政規模)のうち、一般会計の公債費や公債費に準じたもの(特別会計・企業会計の公債償還に対する繰出金など)を含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの割合を示す比率です。18%以上になると地方債の発行に許可が必要となり、25%以上になると一部の地方債の発行が制限されます。
指定管理者(制度)	公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、NPO法人、市民グループなどの法人やその他の団体に包括的に代行させることができる制度です。
社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)	番号制度は、複数の機関に存在する情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)のことです。
受益者負担	地方公共団体等が、公共施設等を利用することにより利益を受ける個人、又は一定の地域の住民に施設の維持費や建設費用の一部を負担させることです。
将来負担比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の一つで、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。本市の場合、早期健全化団体になる早期健全化基準の値は350%です。
使用料・手数料	市の施設の利用や特定のサービスに対する対価として徴収するものです。公民館や市営住宅の使用料、住民票や所得証明発行の手数料などがあります。
ジョブローテーション	人材育成計画に基づいて職務を定期的に変えることにより、様々な業務内容を経験することで職員の育成をおこなうことです。

用語	説明
さ 人事評価制度	人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎となるツールとなるとともに、人材育成の意義も有しています。 評価の過程における評価者と被評価者との間のコミュニケーションは、組織内の意識の共有化や業務改善等にも寄与するため、これらの効果を、活力ある公務組織の実現や効率的な行政運営に活かすことを目的とした仕組みの事です。
新地方公会計制度	新地方公会計制度とは、「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」の企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するものです。
生産年齢人口	15歳から64歳までの人口で、年齢別人口のうち、労働力の中核をなす人口。
早期健全化基準	地方公共団体の財政が悪化した場合の自主的かつ計画的に財政の早期健全化を図るべき基準です。 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの健全化判断比率のいずれかが基準以上の場合は早期健全化段階と判断され、「財政健全化団体」となります。 その場合、悪化要因の分析や最短での解消方法などを目標とする財政健全化計画を議会の議決を経て策定・公表するとともに、県知事への報告、実施状況の議会への報告や公表などが義務付けられています。 《本市の平成24年度基準》 ●実質赤字比率 11.54% ●連結実質赤字比率 16.54% ●実質公債費比率 25% ●将来負担比率 350%
た 地域振興基金	合併特例債を活用して平成21年度に設置し、市民の連携の強化及び地域の振興に資する事業を実施する場合、活用が可能な基金です。取り崩しは、借り入れた市債の償還が終了した範囲内の額に限り可能です。
地方交付税	地方公共団体間には財源の格差があることから、その不均衡を調整して、どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合が国から交付されます。 地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税(26年度:全体の95%)と災害など特別な財政事情に応じて交付される特別交付税(26年度:全体の5%)があります。
地方譲与税	国が法によって国税として徴収し、一定の基準によって地方に譲与されている税の事です。
超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会の事です。
(公共施設の)長寿命化	定期的な施設点検を行い、建物に損傷が拡大する前に、適切な処置を行うことで、建物の性能、機能を確保しながら、耐用年数を伸ばすことをいいます。
積立金	財政運営を計画的にするため、基金などに積み立てる経費の事です。
投資的経費	道路、橋、公園、学校の建設や大規模修繕など、資本形成の効果が残り、将来に残るものの整備に支出される経費。普通建設事業費や災害復旧事業費などが含まれます。
特別会計	特定事業の経理を一般会計の経理と区別して別個に処理するための会計です。国民健康保険特別会計や介護保険事業特別会計のように法律でその設置が義務付けられているものと、条例によって設置できるものがあります。
トップマネジメント	もともとは、企業において、企業全体の舵取りを行う最高経営人による経営管理のことを指しますが、市では、市長・副市長等組織の上層部が、基本施策や重要施策の企画・立案・総合調整を行うことです。
は パートナーシップ	お互いの間に上下、優劣がなく、また、互いの存在を尊重し、信頼しあっている人や組織の間の協力関係。一言でいえば、対等・平等な協力関係の事です。

用語	説明
は	<p>ファシリティマネジメント ファシリティ(土地・建物・設備等)を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設に係る経費の最少化や効用の最大化を図ろうとすることです。</p> <p>扶助費 生活保護法・児童福祉法などに基づいた生活保護費・児童手当などの支給や、様々な福祉的サービスのための経費です。法律に基づかないで、市が単独で行うサービスなども扶助費に含まれます。</p> <p>普通会計 地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、統一的な基準で比較するため、地方財政統計上用いられる会計区分のことです。一般会計に公営事業会計を除く特別会計を合わせたものをいいます。</p> <p>普通建設事業費 投資的経費の代表的なもので、道路、橋、学校などの建設・大規模修繕に必要な経費です。</p> <p>普通交付税 市が合理的で妥当な水準で行政を運営した場合にかかる経費を一定の方法で算定した「基準財政需要額」から、標準的な状態で収入が見込まれる税収入などを一定の方法で算定した「基準財政収入額」を差し引いた額(財源不足額)を基本として国から交付されます。</p> <p>物件費 市の経費のうち、人件費、扶助費、維持補修費などを除く消費的性質をもつ経費です。賃金、旅費、需用費、委託料などがこれに含まれます。</p>
や	<p>遊休資産 市が保有する資産のうち、何らかの理由で使用・稼働を停止している資産のことです。</p> <p>予防保全 損傷が軽微である早期段階に修繕等を実施することで、機能の維持・回復を図ることです。</p>
ら	<p>ライフステージ 人の一生の中で「進学、就職、結婚、出産」等の生活環境が変わることとなる節目の出来事で区切られたそれぞれの段階のことです。</p> <p>臨時財政対策債 地方公共団体の財源不足に対処するため、特例的に発行できる地方債です。これまで国が交付税特別会計で借り入れて普通交付税として配分していたものを、平成13年度から、地方公共団体自らが地方債として借り入れるようになったものです。一般的な地方債とは異なり、建設事業以外の経費にも充当でき、元利償還額の全額が普通交付税により補てんされます。</p> <p>連結実質赤字比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の一つで、一般会計等に公営企業会計やその他の特別会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率です。これが生じた場合は問題のある会計が存在することになり、その会計の赤字の早期解消を図る必要があります。</p>
わ	<p>ワーク・ライフ・バランス 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことです。</p> <p>ワンストップサービス 「一カ所または一回」で各種の行政サービスを提供したり、手続きを終えたりできる仕組みの総称であり、これにより住民は複数の窓口に向く手間や労力を削減できることとなります。</p>